

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第97号)(環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課)

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、ふん尿及び犬、猫等の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料の適正化を図るため、当該手数料を次のとおり改定することとしました。

区 分				単 位	手 数 料	
					改正前	改正後
ふ ん 尿	下水道 処理区 域の場 合等	人数に基づき 算定する場合	便所を使用する者(以 下「使用者」という。 が2人以内のとき。	1月	円	円
					2,160	2,200
			使用者が3人以上の とき。	1人につき 1月	1,080	1,100
	収集量 に基づ き算定 する場 合	定 期 的 に 収 集 す る と き。	1月の収集量が200リ ットル以下のとき。	1月	4,620	4,710
			1月の収集量が200リ ットルを超えるとき。	1月100リ ットルま でごと	2,310	2,350
		臨 時 に 収 集 す る と き。	1回の収集量が200リ ットル以下のとき。	1回	4,620	4,710
			1回の収集量が200リ ットルを超えるとき。	1回100リ ットルま でごと	2,310	2,350
	その他 の場合	人数に基づき 算定する場合	使用者が2人以内の とき。	1月	920	940
			使用者が3人以上の とき。	1人につき 1月	460	470
		収集量 に基づ き算定 する場 合	定 期 的 に	1月の収集量が200リ ットル以下のとき。	1月	1,950

		き算定 する場 合	収 集 す る と き。	1月の収集量が200リ ットルを超えるとき。	1月100リ ットルま でごと	970	990
			臨 時 に 収 集 す る と き。	1回の収集量が200リ ットル以下のとき。	1回	1,950	1,990
				1回の収集量が200リ ットルを超えるとき。	1回100リ ットルま でごと	970	990
犬, 猫等の死体					1体	4,730	4,810

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表1ふん尿の項の規定（定期的に収集するときに係る部分に限る。）は、平成31年10月16日以後に収集するふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料（定期的に収集するときに係るものに限る。以下同じ。）について適用し、同日前に収集するふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例によります。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第97号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1ふん尿の項中	「	2, 160	「	2, 200	を に改め、同表
		1, 080		1, 100	
		4, 620		4, 710	
		2, 310		2, 350	
		4, 620		4, 710	
		2, 310		2, 350	
		920		940	
		460		470	
		1, 950		1, 990	
		970		990	
		1, 950		1, 990	
		970		990	
		」	」		

犬、猫等の死体の項中「4, 730」を「4, 810」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1ふん尿の項の規定（定期的に収集するときに係る部分に限る。）は、平成31年10月16日以後に収集するふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料（定期的に収集するときに係るものに限る。以下同じ。）について適用し、同日前に収集するふん尿の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課)